様式第３

令和７年自転車指導啓発重点地区及び路線

中警察署

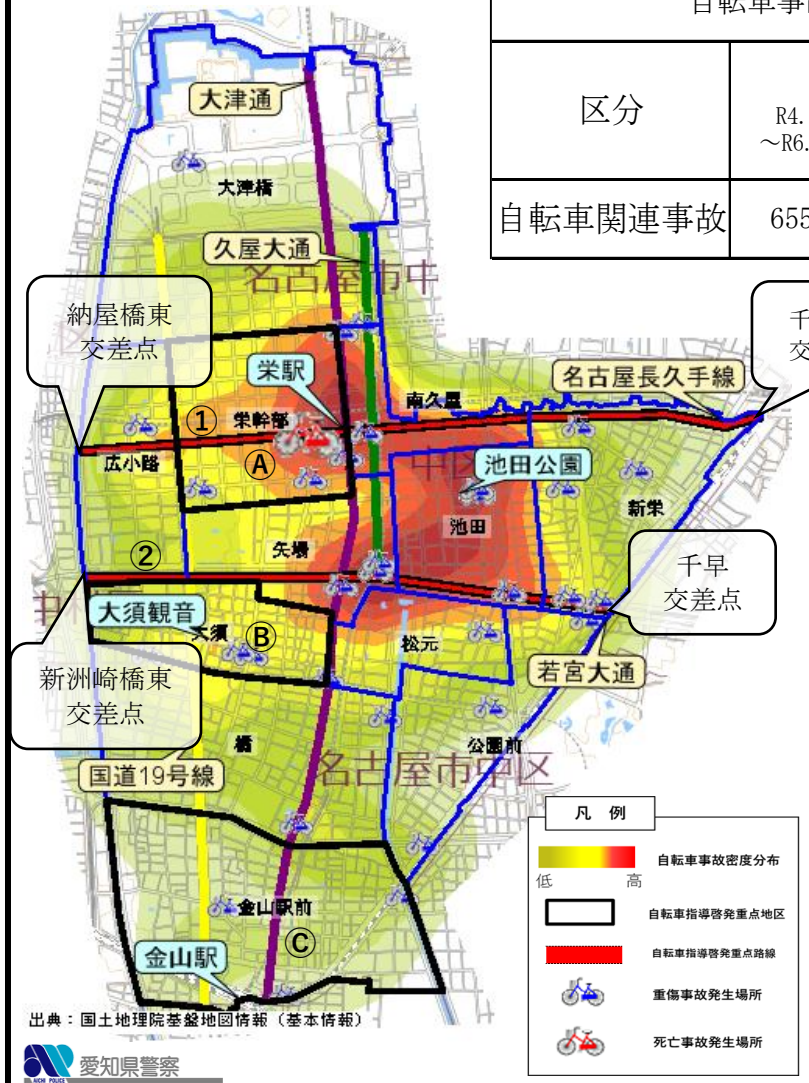

自転車事故件数			
区分	R4.1 ～R6.10	中警察署 管内	
		重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	655	32	1

自転車を運転される方は、交通法規を守り、以下の点に注意して運転しましょう。

- **「ながらスマホ」「飲酒運転」の禁止**
- **「止まれ」のある交差点では必ず一時停止し、見通しの悪い交差点では徐行して安全確認しましょう。**
- **自転車乗車時は、ヘルメットを着用しましょう！**

①	県道名古屋長久手線（広小路通）		
納屋橋東交差点	～	千郷町交差点	3,400 m
選定理由			
自転車を通勤・通学に利用する方や自転車配達員の往来が集中する路線で、交通事故が多発しているため。			

②	市道矢場町線（若宮大通）		
新洲崎橋東交差点	～	千早交差点	2,700 m
選定理由			
自転車を通勤・通学に利用する方や自転車配達員の往来が集中する路線で、交通事故が多発しているため。			

Ⓐ	【重点地区】
栄幹部交番管内	
選定理由	
デパート等商業施設が多数あることから様々な世代の方が往来する地区で、自転車利用者の交通事故が集中して発生しているため。	

Ⓑ	【重点地区】
大須交番管内	
選定理由	
大須観音、大須商店街等の観光名所が存在することから、時間貸しの自転車利用者も多数みられる。幅広い年齢層や旅行者等に対する広報効果が見込まれ、取組の必要があるため。	

Ⓒ	【重点地区】
金山駅前交番管内	
選定理由	
管内には自転車通行空間が整備され、通勤・通学等の自転車利用者が多く居住する住民も多い。令和6年には自転車利用者による死亡事故が発生した地区であり、広報啓発の取組が必要であるため。	